

船橋市電線共同溝管理規程

(目的)

第1条 この規程は、船橋市長(以下「道路管理者」という。)が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、電線共同溝の構造の保全に関する事項、管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項及びその他電線共同溝の管理に関し必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を期することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が地下に設ける施設をいう。
- (2) 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び接続部に設ける取付金物をいう。
- (3) 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- (4) 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から許可を受け、又は調整をして道路を占用する者をいう。
- (5) 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備については道路管理者が、占用物件については占用者が、それぞれ管理するものとする。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため、電線共同溝管理台帳(以下「台帳」という。)を整備、保管するものとし、各占用者に台帳を閲覧させることができる。

2 台帳に記入すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 電線共同溝の規模及び数量 ……様式1
- (2) 建設負担金額 ……様式2
- (3) 収容物件の敷設状況・種類及び敷設年月日 ……様式3～6
- (4) 収容物件の管理者名、連絡先 ……様式7

その他必要事項

3 占用者は、台帳の内容に変更が生じたときには、速やかに道路管理者に届け出なければならない。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名、敷設年月及び電圧(電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る。)を明示する。

また、収容物件の明示については、占有者の内部規定がある場合、項目を満たしていればその内部規定を使用することができる。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 道路管理者は、占有者が新たに加入する等収容物件に変更が生じるときには、あらかじめ関係占有者に通知するものとする。

(敷設工事の承認及び施行)

第7条 占有者は、電線共同溝内において占有物件の敷設工事を施行する場合は、敷設工事の届出書(様式第1号)により道路管理者に届出をすると共に、電線共同溝敷設工事施行承認申請書(様式第2号)を道路管理者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽微なものについては一部を省略することができる。

なお、施行承認については内容に不備がある場合を除き速やかに承認するものとする。

また、「軽微なもの」とは、引き込み工事、通信ケーブル接続工事等を指し、これらについては、敷設工事の届出書(様式第1号)の提出をもって電線共同溝敷設工事施行承認申請書(様式第2号)の提出を省略できるものとする。

2 前項の工事の施行にあたっては次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 占有者は、敷設工事の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。また、占有工事に伴い、付帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議すること。

(2) 工事の施行に伴う事故の発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずるものとし、万一事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに遅滞なく道路管理者に報告し、その指示を受けること。

(3) 占有者は、敷設工事が他の収容物件に支障を及ぼすおそれがあるときは、他の収容物件の占有者に工事の施行照会を行い、意見を聴取し必要により立会をもとめるものとする。

この場合において、道路管理者は、他の収容物件の占有者に立会を指示するものとする。

(4) 占有者は、工事が完了したときには、速やかに道路管理者に電線共同溝内敷設工事完了届(様式第3号)を提出し、完了の確認を受けなければならない。

3 道路管理者が工事を施行する場合、占有物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、事前に関係占有者と連絡、打合せを行うものとする。

(敷設工事目的以外の入溝)

第8条 占有者が敷設工事目的以外で電線共同溝に入溝しようとするときは、占有者は、道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、「工事目的以外」とは、保守点検、調査等をいい、承認については内容に不備がある場合を除き速やかに承認するものとする。

- 2 緊急を要する場合には、占有者は道路管理者に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後速やかに電線共同溝緊急入溝報告書(様式第5号)を提出し、内容等の確認を受けなければならない。

なお、「緊急を要する場合」の工事には、故障・停電等による復旧工事や原因調査のための入溝も含むものとする。

(請負等により工事及び作業を行う場合の請負者の責務)

第9条 道路管理者又は占有者が、電線共同溝内で行う工事及び作業を請負等により施行させる場合の請負者の義務は、本規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

(点検及び通報の義務)

第10条 道路管理者及び占有者は、第3条に規定する管理区分に従い、善良な管理者の注意義務のもとに、巡視及び点検を行い常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

また、巡視及び点検の頻度については、道路管理者及び占有者の計画に基づき実施するものとする。

- 2 道路管理者及び占有者は、相互密接に連絡を行い、巡視又は点検の際電線共同溝、収容物件に異常を発見したときは、直ちに関係者に通報するとともに自己の収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第8条第2項及び前項の措置を講じた当該物件占有者は、措置完了後、直ちに道路管理者に事故報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(費用の負担)

第11条 電線共同溝の管理に要する費用は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。

ただし、道路管理者は、この規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めるこ

とができる。

- 2 前項の負担額の算出にあたり、各占用者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、端数は道路管理者が負担するものとする。
- 3 電線共同溝、収容物件の設置又は管理の瑕疵により、電線共同溝又は収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第1項及び前項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。
- 4 電線共同溝の改築が特定の占用者のみの利用に資するものである場合又は特定の占用者のみの原因に資するものである場合又は特定の占用者の原因に基づき必要になった場合には、当該電線共同溝の改築に要する費用は当該占用者の負担とする。
- 5 道路管理者が徴収する負担金は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額とし、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の算出方法は次のとおりとする。
 - 一 船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を次表に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。ただし、合計金額が5,000,000円未満の場合を除く。

基準額	船舶及び機械器具費の率
20,000,000 円以下の金額	0.8%
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	0.6 %
50,000,000 円を超え80,000,000 円以下の金額	0.4 %
80,000,000 円を超えた金額	0.2 %

- 二 営繕宿舍費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費の合計額を次表に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。ただし、合計金額が 5,000,000 円未満又は工期が 100 日未満の場合を除く。

基準額	営繕宿舍費の率
20,000,000 円以下の金額	1.0%
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	0.8%
50,000,000 円を超え80,000,000 円以下の金額	0.6%
80,000,000 円を超えた金額	0.4%

- 三 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費の合計額を次表に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

基準額	事務費の率
20,000,000 円以下の金額	10%
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	8%
50,000,000 円を超え 80,000,000 円以下の金額	6%
80,000,000 円を超えた金額	4%

(負担金の徴収方法)

第12条 道路管理者は、負担金徴収計画に基づき占有者が負担することとなる前条の負担金を道路管理者の発行する納入通知書により、占有者から徴収するものとする。

ただし、前条第5項に規定する費用は、道路管理者があらかじめ算出した年間推定所要額を徴収計画に基づき占有者が予納するものとする。この場合において、当該費用に不足が生じたときは、道路管理者が占有者から追徴するものとする。

(負担金の納入時期)

第13条 占有者は、前条に基づき道路管理者の発行する納入通知書を受領した場合、遅滞なく納入期限までに納入するものとする。

(負担金の精算)

第14条 前条の規定により道路管理者が徴収した負担金は毎会計年度末に精算するものとする。ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができるものとする。

(損害又は紛争の処理)

第15条 電線共同溝、收容物件の設置又は管理の瑕疵により、第三者(道路管理者及び他の占有者を含む。)に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

(保安細則)

第16条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について占有者の意見聴取の上、別に電線共同溝及び收容物件に関する保安細則を定めることができる。

(その他)

第17条 この規定に定めのない事項については、道路管理者と占有者がその都度協議するものとする。

附則

この規定は、平成20年10月1日から施行する。

様式第1号

文 書 番 号
平成 年 月 日

敷設工事の届出書

船橋市長 あて

占有者 住所
氏名又は名称 (印)
担当者
電話

下記により工事施行するので、届出をします。

記

占有許可を受けた電線 共同溝の部分	路線名			上・下・上下	
	許可区分	上り線	延長	m	
下り線		m			
占有許可	第 号		年 月 日		
工事期間	年 月 日から		敷設予 定期間	年 月 日から	
	年 月 日まで			年 月 日まで	
敷設する電 線	線 種	延長及び条数	敷 設 期 間		
添付資料					
備 考					

様式第2号

電線共同溝敷設工事施行承認申請書

文 書 番 号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長 あて

占有者 住所
氏名又は名称
担当者
電話

㊞

下記により工事施行したいので承認願います。

記

占有許可 第 号 平成 年 月 日

目 的			
路 線 名		電線共同溝名	
場 所			
工事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
工 事 名			
工事内容		規模数量	
施行会社名	TEL		
監督責任者		入溝責任者	
添付図面	位置図、平面図、縦断図、施工計画書		

電線共同溝敷設工事施行承認書

上記について、これを承認する。ただし、工事にあたっては、船橋市電線共同溝管理規程及び同保安細則を厳守しなければならない。

文 書 番 号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長

電線共同溝内敷設工事完了届

文書番号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長あて

占有者 住所
氏名又は名称

印

担当者
電話

船橋市電線共同溝管理規程第7条に基づき、平成 年 月 日付け 第 号で承認された、
下記工事が完了したので、完了届を提出します。

記

1 目的

2 工事名

3 場所

4 工事内容

5 工事期間
着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日

6 その他

電線共同溝内敷設工事完了確認書

上記工事について検査した結果、当該工事が完了したことを確認しました。

文書番号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長

電線共同溝入溝承認申請書

文 書 番 号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長あて

占有者 住所
氏名又は名称
電話番号 ㊟

船橋市電線共同溝管理規程第8条に基づき、下記のとおり電線共同溝に入溝したいので申請します。

記

- 1 入溝箇所 路線名 (電線共同溝名)
場所 (上り線・下り線)
自:
至:
- 2 入溝目的
- 3 期 間 平成 年 月 日 時 分 ~ 平成 年 月 日 時 分まで
- 4 入溝者等 監督責任者 会社名
入溝責任者 住 所
電 話
入溝総人数 名
- 5 火気使用 (1)あり 「防火責任者」
(2)なし

電線共同溝入溝承認書

上記について、次の条件を付して、入溝することを承認します。

- 1 事故等異状が発生したときには、速やかに別添の緊急連絡系統図により道路管理者及び関係機関に連絡すること。

文 書 番 号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長

注)入溝総人数は作業員総数とし、監督責任者は占有企業の職員とする。

電線共同溝緊急入溝承認申請書

文 書 番 号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長あて

占有者 住所
氏名又は名称
電話番号 ㊟

平成 年 月 日 時 分に緊急連絡を行い、電線共同溝に入溝したので船橋市電線共同溝管理規程第8条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 入溝箇所 路線名 (電線共同溝名)
場所 (上り線・下り線)
自:
至:
- 2 入溝目的
- 3 期 間 平成 年 月 日 時 分 ~ 平成 年 月 日 時 分まで
- 4 入溝者等 監督責任者 会社名
入溝責任者 住 所
電 話
入溝総人数 名
- 5 火気使用 (1)あり 「防火責任者」
(2)なし

電線共同溝緊急入溝確認書

上記について、緊急入溝の報告を確認しました。作業内容について確認のうえ承認します。

文 書 番 号
平成 年 月 日

道路管理者
船橋市長

様式第6号

事故報告書

道路管理者
船橋市長 あて

占有者 住所
氏名又は名称
電話 ㊟

下記のとおり報告します。

路線名	路線名 (電線共同溝名)
場所	
事故発生日時	平成 年 月 日 時 分
事故処理開始日時	平成 年 月 日 時 分
事故処理終了日時	平成 年 月 日 時 分
他の占有者への影響	なし・あり(TEL)
	他の占有者への連絡 済・未
事故処理に携わった責任者	TEL
報告書作成者	TEL
事故の状況	
処理の方法	
その他	
添付書類	

様式2(建設負担金額)

建設負担金額調書

単位:円(税込み)

電線共同溝建設必要費	工事費	船舶及機械器具費	営繕及宿舎費	事務費	合計	備考
負担区分	工事費	船舶及機械器具費	営繕及宿舎費	事務費	合計	備考
建設負担金合計(A)						
船橋市(B)						
合計(A)+(B)						
占用負担金合計(C)						
負担金合計(A)+(C)						
総計(A)+(B)+(C)						

